

田野畑村小形風力発電（20kW未満で支柱の高さが15mを超える）施設建設に関するガイドライン
「田野畑村ガイドライン」

1. 目的

この田野畑村ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、田野畑村において小形風力発電（20kW未満で支柱の高さが15mを超える）施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設にあたって、田野畑村民の安全・安心及び環境保全、景観形成の視点から、田野畑村において事業を実施する際に遵守する事項や調整手順を示すことを目的とする。

2. 対象となる施設等

（1）対象施設

このガイドラインの対象となる小形風力発電施設とは、田野畑村における小形風力発電（20kW未満で支柱の高さが15mを超える）の施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備とし、新設、増設、又は改修をする場合を対象とする。

（2）対象地域

このガイドラインの対象地域は田野畑村全域とする。

なお、田野畑村民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への建設は避けること。

3. 建設等にあたっての基準

（1）住宅等からの距離

対象となる小形風力発電（20kW未満で支柱の高さが15mを超える）の施設については、住宅等から500m以上離れていること。また、500mから700mまでを緩衝地帯とし、その地域に居住するすべての世帯から施設設置に係る承諾書又は同意を得ていること。

※ 住宅等には、学校、幼稚園、保育園、病院などの文教施設、保健福祉施設等を含むものとする。

（2）騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

（3）低周波音

最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

（4）電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

（5）自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

（6）景観

① 事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、美しい田野畑村の風景を守り育てる条例（平成4年条例第3号）に基づき、地域の自然及び観光資源、歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

② 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

③ 事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置

を講じるものとする。

④ 事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(7) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、建設等の影響から文化財を保護するよう努めるものとする。

4. ガイドラインによる調整手順

(1) 事業説明

事業者は、風力発電施設等の設置地域及び規模の概要を計画した段階で、関係住民（地権者等）、公的機関及び関連団体に事業説明するものとする。

(2) 事業説明結果の報告

事業者は住民説明会等の実施結果について、随時、田野畑村へ報告すること。

(3) 本ガイドラインに基づき田野畑村へ提出する資料

- ① 国の設備認定通知（写）
- ② 電力との接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ③ 周辺居住者からの風力発電施設建設等の同意書又は承諾書（写）
- ④ 事業実施計画（任意）及びキャッシュフロー（事業開始から撤去まで）
- ⑤ 事業体制、運用開始後の連絡体制及び不測の事態が生じた場合の責任の確約書。

5. 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「3. 建設等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6. 設置後の維持管理等

- (1) 事業者は設置した施設について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに田野畑村に報告すること。
- (2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した時には、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、その内容を田野畑村に報告すること。
- (3) 事業者は設置施設での事業が終了した場合は、責任をもって施設を撤去すること。

7. その他

- (1) 風力発電施設等の建設等にあたり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容を田野畑村に報告すること。
- (2) 既存の建設済み風車については半径700m以内のすべての居住世帯から風力発電事業に対する承諾書又は同意書を得て、周辺住民及び地域の理解を得た上でその旨を村へ報告すること。
- (3) 本ガイドラインを遵守しない事業者については、今後田野畑村での再生可能エネルギー事業のすべての取扱いの中止を求めることとする。
- (4) 前(3)の事業者が複数となった場合には、当分の間田野畑村への風力発電施設等の対応を中止することとする。